



ウエストロー・ジャパン & 新日本法規出版 共催セミナー 二重橋法律事務所 大塚和成弁護士・水川聡弁護士による 『会社法改正のポイントとガバナンスに関して想定される実務への影響』

6月20日に会社法の改正法案が成立し、来年4月にも施行される見通しとなりました。

今回の改正は、社外取締役の事実上の設置義務化や監査等委員会設置会社制度の創設といったガバナンスの強化、親子会社の規律の整備といった重要な事項が多数盛り込まれています。

そこで、本セミナーでは、今回の改正について全体像をイメージしていただいた上で、特にガバナンス・親子会社に関する改正事項について掘り下げて、想定される実務への影響について解説いたします。

日 時：2014年9月11日(木) 13:30～17:30(開場 13:00)
会 場：一般財団法人 日本教育会館 第二会議室8階 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2
<http://jec.or.jp/koutuu/>
申 込 先：webサイトよりお申込みください。 <http://www.westlawjapan.com/event/seminar/140911.html>
定 員：100名 ※申込み多数の場合は、抽選の上、抽選結果をご登録のメールアドレスにお送りします。
参 加 費：無料

本セミナーは、企業の法務部門のご責任者ならびに実務ご担当者を対象としています。個人のお客様や同業者(社内弁護士を除く)の方につきましてはご参加をお断りしますので、予めご了承ください。応募多数の場合は抽選にて決定しますが、抽選の際は一社につき2名様までとさせていただきます。抽選結果につきましては、お申込時にご登録いただいたメールアドレスに、開催1週間くらい前までにお送りします。

プログラム

13:30～15:00 会社法の改正の概要
15:00～15:15 【製品紹介】Westlaw Japanで総合的にリスク管理
15:15～15:30 コーヒーブレイク
15:30～17:00 ガバナンス・親子会社の規律に関する改正事項と想定される実務への影響
17:00～17:30 質疑応答

プログラム内容・時間は都合により変更される場合があります。



プログラム

13:30~15:00

会社法の改正の概要

今回の改正は、会社法分野においては、平成18年5月に現行会社法が施行されて以来の大きな改正であると言われています。今回の改正では社外取締役の事実上の設置義務化、社外役員の見直し等、監査等委員会設置会社制度創設などの企業統治の在り方に関する事項や多重代表訴訟制度や特別支配株主の株式等売渡請求制度といった親子会社の規律に関する事項が中心にはなりますが、そのほかにも株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由の整備などこれまで実務的に問題となっていた事項についての変更も含まれています。そこで、今回の会社法改正の総論的に解説し、改正の全体像をイメージして頂きます。

二重橋法律事務所 代表パートナー弁護士 大塚 和成、パートナー弁護士 水川 聡

15:00~15:15

【製品紹介】Westlaw Japanで総合的にリスク管理

実効的なコンプライアンス・リスク管理には、いくつかの段階が存在しています。

①まずは、法令を認知する段階。この段階では、法令の新設・改正およびその後の対応方法等について、情報の漏れを極力少なくすることをめざすことが必要になります。

②次に、社内への徹底の段階。この段階では、社内各部門に必要な法令改正の情報を素早く、また、確実に周知することをめざしていきます。

③最後は、コンプライアンスを徹底する段階。この段階では、「違反だと思っていた」を止め、実例を挙げての社内教育を進めることをめざすこととなります。

日本法総合オンラインサービスWestlaw Japanでは、法令と文献情報の収録、法令アラートの実装、判例の収録により、こうした段階のうち。

今回は、このコンプライアンス・リスク管理の流れに沿って、Westlaw Japanを利用した効果的なリスク管理をご紹介します。

ウエストロー・ジャパン株式会社 コンサルティングマネージャー 上田 茂斉

15:15~15:30

コーヒープレイク

15:30~17:00

ガバナンス・親子会社の規律に関する改正事項と想定される実務への影響

従来から企業統治の在り方や親子会社の規律については、見直すべきではないかという議論が活発に行われてきていた中で、今回の改正に至っています。そのため、今回の会社法改正のポイントは、企業統治の在り方に関する事項と親子会社の規律に関する事項が改正の中心と言えます。そこで、監査等設置委員会設置会社制度、社外取締役の選任に関する規律や、社外取締役・社外監査役の範囲の見直し、多重代表訴訟制度、親会社による子会社株式等の譲渡の手續規制、特別支配株主の株式等売渡請求、株式併合の際の株式の買取請求の手續や組織再編等の差止請求の手續といった改正内容の詳細を確認した上で、実務的にどのような影響が想定されるのかについても検討したい解説いたします。

二重橋法律事務所 代表パートナー弁護士 大塚 和成、パートナー弁護士 水川 聡

17:00~17:30

質疑応答

(プログラム構成・内容は変更となる場合があります。予めご了承ください)

講師紹介 二重橋法律事務所

代表パートナー弁護士 大塚 和成

平成17年(公社)能楽協会監事。内部統制・コンプライアンス態勢構築、株主総会指導、取締役会運営支援、第三者委員会運営支援、不祥事対応などのコンプライアンス・コーポレートガバナンスに関する業務、経営支配権争いに係る係争案件や会社訴訟・非訟事件を専門分野とし、著名事件を数多く担当した実績を有する。近著に今回の改正について解説する『Q&A平成26年会社法改正』(金融財政事情研究会、2014)。

パートナー弁護士 水川 聡

内部統制・コンプライアンス態勢構築、危機管理、不祥事対応、第三者委員会運営支援、(不祥事の事後対応としての)役員責任追及訴訟に関する分野を特に専門とし、平時の不祥事予防のための内部統制・コンプライアンス態勢構築や、不祥事発覚直後の初動対応から、調査完了後の責任追及やコンプライアンス態勢・コーポレートガバナンスの強化を含む再発防止策の策定までトータルで対応する豊富な実績を有する。近著に今回の改正について解説する『Q&A平成26年会社法改正』(金融財政事情研究会、2014)。

ウエストロー・ジャパン株式会社

コンサルティンググループマネージャー 上田 茂斉

法律事務所、大手企業、官公庁、大学・法科大学院を対象に〈Westlaw Japan〉及び〈Westlaw International〉を中心に据えたリーガルリサーチ関連の講習及びトレーニングセミナーを担当。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細: www.westlawjapan.com お問い合わせ: info@westlawjapan.com 0120-100-482 (月~金9:00~18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WL1103_201406_FD